

環境省告示第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一各号口及び二の規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第四百十八号）等の一部を次のように改正する。

平成二十七年 月 日

環境大臣 望月 義夫

第一 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第四百十八号）の一部を次のように改正する。

第三号を第四号とし、第二号の表中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加え、第二号を第三号とする。

(3) シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩溶液

第一号中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）以下「令」という。」別表第一第二号口を「令別表第一第二号口」に改め、同号の表中(16)を(21)とし、(13)から(15)までを(18)から(20)までとし、(12)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17) ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）

第一号の表中(11)を(14)とし、(14)の次に次のように加える。

<p>(15) ナフタレン（粗製のものに限る。）</p>	<p>一一五</p>
<p>第一号の表中(10)を(13)とし、(2)から(9)までを(5)から(12)までとし、(1)の次に次のように加える。</p>	
<p>(2) アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物</p>	<p>—</p>
<p>(3) アルカン（イソアルカン及びノルマルアルカンを含む炭素数が十から十七までのものの混合物に限る。）</p>	<p>—</p>
<p>(4) アルカン（炭素数が五から七までのものの混合物（炭素数が六及び七のもの混合物を除く。）に限る。）</p>	<p>一一五</p>
<p>第一号を第二号とし、第一号として次のように加える。</p>	
<p>一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
<p>物 質</p>	<p>係 数</p>

(1)	アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含む物に限る。）	—、 ○ ○ ○ ○
(2)	ノルマルオクタンチオール	— ○、 ○ ○ ○
(3)	ノルマルドデカンチオール	— ○、 ○ ○ ○

第二 未査定液体物質を査定した件（平成十九年九月環境省告示第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二号を削り、第一号の号番号を削る。